

障第1594号
令和7年3月14日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

ノロウイルス食中毒警報の発表について（今年度2回目）

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、県から今年度2回目のノロウイルス食中毒警報を別紙のとおり発表いたしましたので、お知らせします。

つきましては、貴法人各施設等において、引き続き対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、貴法人各施設等において食中毒が発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」に規定する報告様式により速やかに県事務所福祉課（県保健所）を經由して障害福祉課宛てご報告いただきますようお願い申し上げます。

○県ホームページ

「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」掲載ページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13259.html>

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若 原	担当	高 田
電話	058-272-1111 内 3492		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		